行政評価シート(事前評価)

⊣ — (44))6-1-4 地域福祉普及推	進事業(人	にやさしい	1椅子づくりのま		不官部課 記述部生活福祉課(旧保健福祉	部保健	福祉総合調整課)
	事務事業の目的							根拠法令等
事務事業	市民、事業者、市の協働で、まちのあちこちに、気軽に休めるイスやベンチを設置して、市民の憩いの空間をつくることにより、市民同士の交流を促進するとともに、高齢者や障害者の行動範囲の拡大を図ることを目的とする。 事業内容・実施方法等							法律 条例·規則 政令·省令 要綱·要領
の概要	西東京市総合計画(平成16年3月策定)(活力と魅力あるまちづくり - 人にやさしいイスづくりのまち - 地域福祉計画(平成16年3月策定)(誰もが快適に暮らせるまちづくり - ユニバーサルデザインを広げにやさしいイスによるまちづくり)に沿い、地域福祉を普及・推進するための具体的取組第2弾と位置づる。実施方法は、「地域福祉普及推進会議」を設置し、効果的な設置方法等の検討を行う。						広げる	取組み(人
	事業開始時期 19	実施形態	」 直営 □	□委託 □ 補助	助 🗹 その他 ()	
	項目		単位	19年度	20年度	21年度		目標 年度
	事業費(A)		111	0	2,	565		
	国庫支出金·都支出金		 千円					
事	内 地方債 訳 その他 ()							
事業費	一般財源			0	2,	565 0		0
デー			人	1.10	1.	.10		
タ	人件費(C)=平均給与×(B)		千円	8,977	8,	977 0		0
	臨時職員等賃金(C')		千円					
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		千円	8,977	11,	542 0		0
	単位当たりコスト (E)=(D)/(設置個数	千円	#DIV/0!	E	577 #DIV/0!		#DIV/0!	
		X)						
	活動等指標 普及推進会議の回数	目標値	単位回	19年度 12	20年度	21年度 12		目標 年度
評	自及正型公職の自然		П	12		12		
価指	(指標の説明 など)							
標	成果指標		単位	19年度	20年度	21年度		目標 年度
の設	ボランティア者数 次 設 置 個 数	目標値	人	50		50	ال	
設定		目標值 目標値	個	0		20		
	一 満足度	実績値	%					
	(指標の説明 など)							
事	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)		障害者や老人、子どもが安心して暮らせるまちは、健康な人にとっても必要なまちだと思う。「足腰が弱って歩くことが大変」な方にとって、気軽に休める場所がまちなかにあれば、安心して移動できる。					
事業環境等	事業実施上における制約や 財源確保等		地域福祉普及推進会議の活動は現在一時中断している。活動を再開し、事業を遂行するには、かなりの事務量が伴い、専従の職員を配置しなければ実現は出来ない。総合計画及び地域福祉計画の中に位置づけられ、先駆的な事業として都補助金にも事業採択されているが、現職員体制では事務量を超過する。					
	┃ 代替·類似サービス <i>0</i> 	D有無	□ 無	東京都では都る。	3立公園内ベン	ゲ・椅子に寄贈者の名詞	前を刻	み設置してい

コード	事務事業名	所管部課
(44) 6-1-4	地域福祉普及推進事業(人にやさしい椅子づくりのまち)	福祉部生活福祉課(旧保健福祉部保健福祉総合調整課)

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業化する上での課題等
事業の優先 度(緊急性)	2	事業の優先 度(緊急性)		西東京市総合計画及び西東京市地域 福祉計画に沿った事業であり、都補助金 においても事業採択されているものでも
事業の 必要性	2	市民ニーズの把握 事業のの把握 事業主体の適切さ 事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□事業化	ある。この事業の実施に当っては、関係 機関との調整、市民・事業者との調整な
事業主体 の妥当性	2		□実施を延期	ど主担当としての事務量は膨大なものに なる。また、現在地域福祉普及推進会議 の活動も一時中断している状況である。
直接のサービ スの相手方	2		☑ 抜本的見直し	このような状況を総合的に判断した場合、事業の遂行には、現職員体制では、
事業内容等 の適切さ	3			困難をきたすことは必須であり、事業の打本的な見直しを検討する必要がある。
受益者負担 の適切さ	2		□計画を中止	
市民ニーズの把握	3			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業化する上での課題等
事業の優先 度(緊急性)	2	事業の優先 度(緊急性) 市民ニーズ の把握 型益者負担 の適切さ 事業主体 の愛当性 事業内容等 の適切さ るの適切さ るの適切さ るの適切さ るの適切さ るの適切さ るの適切さ るの適切さ		総合計画及び地域福祉計画にも位置 づけた事業であり、すでに、公募市民や 学識経験者から構成される地域福祉推
事業の 必要性	2		進会議での検討やアンケー	進会議での検討やアンケート調査も実施 されている。
事業主体 の妥当性	2		市民ニーズ 事業の ことだけが目的ではなく	この事業は、単にイスを製作し配置することだけが目的ではなく、製作と設置に至るプロセスを重要視した事業である。現
直接のサービ スの相手方	2		 抜本的見直し	在、一時的に中断している状況にはある が、前述の経緯や東京都の補助採択事
事業内容等 の適切さ	3		計画を中止	業という点から考えても、事業実施については、引き続き検討する必要があると考える。
受益者負担 の適切さ	2			
市民ニーズ の把握	3			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業化する上での課題等
事業化	本事業は総合計画及び地域福祉計画に位置づけられた事業であり、事業効果や予算措置等の点からも将来的には事業化されるべきものである。
☑ 実施を延期	現在、地域福祉普及推進会議の活動が一時中断しているものの、現体制においても引き続き検討を行い、実現化に向けた調整を行う必要がある。当面は現計画上の実施年度を延期し、事業化年度
□抜本的見直し	や事業内容等の計画の見直しを行う必要がある。
□計画を中止	